

# 水道メーター購入共通仕様書

令和6年4月

木津川市上下水道部

# 目 次

## 第1章 総則

1. 適用
2. 法令及び規格の遵守
3. 疑義の解釈
4. 保証(瑕疵担保)

## 第2章 メーターの仕様

1. 検定証印又は基準適合証印
2. 材質
3. 表示
4. 塗装及び色相
5. 付属品

## 第3章 提出書類

1. 水道メーター検査合格証明書

## 第4章 検査及び納品

1. 検査
2. 納入検査の結果(改善の指示等)
3. 納入場所
4. 納入期限

## 第1章 総 則

### 1. 適 用

- (1) 本仕様書は、木津川市上下水道部（以下「上下水道部」という。）が行う水道メーター（以下「メーター」という。）の購入に適用する。
- (2) メーターの購入契約は木津川市契約事務規則により行う。

### 2. 法令及び規格の遵守

- (1) メーターは、以下の法令、その他関連する関係法規及び適用規格等を遵守する。  
又、その運用及び適用は、供給者の責任において行う。

#### a. 計量法関係

- (ア) 計量法「平成4年法律第51号（改正平成15年6月11日）」
- (イ) 計量法施行令（平成5年政令第329号）
- (ウ) 計量法施行規則（平成5年通商産業省令第69号）
- (エ) 特定計量器検定検査規則「平成5年通商産業省令第70号（改正平成17年3月30）」
- (オ) 指定製造事業者の指定等に関する省令（平成5年通商産業省令第77号）

#### b. 水道法関係

- (ア) 水道法（昭和32年法律第177号）
- (イ) 水道法施行令（昭和32年政令第336号）
- (ウ) 水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）
- (エ) 給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（平成9年厚生省令第14号）

#### c. 日本工業規格及びその引用規格（最新版を引用する。）

- (ア) JIS B 8570-1 水道メーター及び温水メーター 第1部：一般仕様
- (イ) JIS B 8570-2 水道メーター及び温水メーター 第2部：取引又は証明用
- (ウ) JIS B 7554 電磁流量計

- (2) 仕様書、図面及び契約そのものが関係法令に照らして不適當であること又は矛盾していることが判明した場合には、直ちに担当者に報告する。  
尚、「担当者」とは、本契約の履行に当たって上下水道部の事務を担当する者をいう。

### 3. 疑義の解釈

この仕様書に定めてない事項及び本仕様書の解釈に疑義が生じた場合は、上下水道部と納入者が協議する。

### 4. 保証（瑕疵担保）

当上下水道部に納入後1年以内に故障が生じ、その故障の原因が納入者にあることが明らかな場合は上下水道部の求めに応じること。

又、納入者は上下水道部から原因等の調査要請を受けたときは、速やかに誠意を持って対応すると共に、その結果について報告書を提出しなければならない。

## 第2章 メーターの仕様

### 1. 検定証印又は基準適合証印

(1) メーターは、計量法及びこの関係法令に基づいて検定を受け、又は検査（承認を受けた型式に適合することを確認するため指定製造事業者が実施するもの）を行わなければならない。

(2) メーターには、次のいずれかの証印を付する。

(ア) 計量法第72条第1項に規定する検定証印

(イ) 計量法第96条第1項に規定する基準適合証印「次の(ウ)によるものを除く」

(ウ) 指定製造事業者の指定等に関する省令第8条第4項に基づき認められた基準適合証印<シール>（平成13年独立行政法人産業技術総合研究所公告第30号による）

種別	種類・構造	指針表示他
1	乾式・電子式接線流羽根車式	アナログ・デジタル併用表示、表示部固定型、ネジ接続
2	乾式・たて型軸流羽根車式（はん用形）	アナログ・デジタル併用表示、フランジ接続
3	乾式・たて型軸流羽根車式	アナログ・デジタル併用表示、ネジ接続
4	電子式・たて型軸流羽根車式（はん用形）	液晶デジタル表示、フランジ接続
5	電磁式水道メーター（内蔵電池）	液晶デジタル表示、フランジ挟込み接続
6	電磁式水道メーター（内蔵電池）	液晶デジタル表示、フランジ接続

## 計量範囲・主要寸法

メーターの計量範囲及び主要寸法は下表による。

種別	Q 3	R	メーター 本体全長	全長	ねじ接続部	参考
	(m <sup>3</sup> /h)		(mm)	(mm)	外径(mm)・山数	(口径)
1	2.5	100	100		26.44 , 山数 14	13
	4	100	190		33.25 , 山数 11	20
	6.3	100	225		41.91 , 山数 11	25
	10	100	230		47.80 , 山数 11	30
3	16	100	245		59.62 , 山数 11	40
	16	100	245		75.20 , 山数 11	50
2・4	40	100	245	560	フランジ接続	50
	63	100	300	630	フランジ接続	75
	100	100	350	750	フランジ接続	100
5	40	160	122	560	フランジ挟込み接続	50
	100	160	162	630	フランジ挟込み接続	75
	160	160	182	750	フランジ挟込み接続	100
	400	160	231	1,000	フランジ挟込み接続	150
	630	160	302	1,160	フランジ挟込み接続	200
6	25	400	170	560	フランジ接続	50
	63	400	190	630	フランジ接続	75
	100	400	210	750	フランジ接続	100
	250	400	230	1,000	フランジ接続	150

## 2. 材質

- (1) メーター各部に使用する部品の材質は、通常の使用に十分耐えられる強度と耐久性を有するものとする。
- (2) 水道水に接する部品については、「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」に適合するものとする。
- (3) 上・下ケースは鉛レス銅合金とし同材質のものとする。  
尚、鉛レス銅合金の場合は、無色透明の酸化防止処理を施すこと。  
電磁式水道メーターは除く。
- (4) 鉛レス銅合金（鉛含有率 0.25WT%以下の銅合金）は下表の材質記号をメーター所定の位置に鋳出しする。

鉛フリー銅合金の種類		部品材料表示	材質記号
JIS H 5120	ビスマス青銅鋳物 1 種、2 種	CAC 901、902	B
JIS H 5120	ビスマスセレン青銅鋳物 1 種	CAC 911	B
JIS H 5120	シルジウム青銅鋳物 4 種	CAC 804	E

### 3. 表示

- (1) 下記の項目をメーターに表示すること。
  - (ア) 当局が指定する番号及び記号
  - (イ) JIS B 8570-1 及び JIS B 8570-2 に規定する表示項目
- (2) 表示は明瞭で、容易に消滅しない方法で表記すること。  
尚、シール又はラベル等による場合は、8 年以上の耐久性を有し、容易に剥がれない接着剤で確実に貼り付けること。
- (3) 表示箇所及び表記方法の詳細については「特記仕様書」による。

### 4. 塗装及び色相

鉛レス銅合金製のメーターケースは無塗装とする。但し、無着色透明の酸化防止処理をする。

### 5. 付属品

メーター納品時には、1 基につき次の付属品を添付すること。

- (1) メーター1 個にメーター接続用ユニオンパッキン 2 枚輪ゴムで取付する。  
材質は合成ゴムとし、JIS K6353「水道用ゴムⅢ」高度 (HS) 80」相当とする。
- (2) 大型 (フレンジ) メーター接続用ボルト・ナット (焼き付け防止ステンレス製) の必要本数、全面パッキン 2 枚を添付すること。
- (3) 大型 (フレンジ) メーターには伸縮管を付属すること。材質・塗装はダクタイル鋳鉄製エポキシ樹脂粉体塗装とする。
- (4) メーターの両端の取付部はねじ保護用のための樹脂製キャップを取り付けること。
- (5) 遠隔電子式メーターの専用個別受信器は、防雨機能等により屋外での使用に耐えるもの。※有線の遠隔電子式メーターは、伝送コードの長さを 10 m 以上とする。

## 第 3 章 提出書類

供給者は、メーター納品時に「水道メーター検査合格証明書」又は「水道メーター器差成績表」1 部提出すること。

## 第 4 章 検査及び納品

### 1. 検査

納入に際しては次の検査を行う。但し、性能確認検査については、上下水道部が必要と認めた場合に行うことがある。

- (1) 外観検査
- (2) 数量の確認
- (3) 寸法検査
- (4) 検定証印又は基準適合証印の確認
- (5) その他

2. 納入検査の結果（改善の指示等）

納入検査により不相当と判断された場合は、速やかに改善し改めて検査を受けるものとする。尚、上下水道部の判断により今後の水道メーター購入について納入停止を行う場合がある。

3. 納入場所

木津川市上下水道部の指定する場所に納入する。

4. 納入期限

令和7年3月31日までに、納入すること。

詳細な納入時期は、納入の2ヶ月前までに発注者より別途指示する。